

平成 29 年第 2 回荒尾市議会（定例会）

議案資料

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

平成29年3月31日に公布された「地方税法施行令の一部を改正する政令」により、国民健康保険税の減額基準の一部について改正が行われたため、それに伴い荒尾市国民健康保険税条例について所要の改正を行うもの

国民健康保険税の減額対象の拡大

区分	現 行	改 正 後
7割軽減世帯	所得合計額≤33万円	同左
5割軽減世帯	所得合計額≤33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)× <u>26</u> 万5千円	所得合計額≤33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)× <u>27</u> 万円
2割軽減世帯	所得合計額≤33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)× <u>48</u> 万円	所得合計額≤33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)× <u>49</u> 万円

(注)

所得合計額：地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額

特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、資格喪失日以後も引き続き同じ世帯に属するもの

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 (国民健康保険税の減額)	行	改 (国民健康保険税の減額)	正 第22条 略	後
第22条 略		第22条 略	(1) 略	
(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>26万5千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) イ～ヘ 略	(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>27万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) イ～ヘ 略	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>27万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) イ～ヘ 略	(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>49万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) イ～ヘ 略	
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>48万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) イ～ヘ 略			(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>49万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) イ～ヘ 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(適用区分)

2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

荒尾市税条例の一部改正の主要内容

改正項目	現 行	改 正 内 容	改 正 後	改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期
1 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長	特例の対象期間 昭和57年度から平成30年度まで	特例の対象期間 昭和57年度から平成33年度まで	肉用牛の生産農家の経営体质を強化し、安価な供給を図るため	附則第8条	昭和57年度から平成33年度までの個人住民税に適用	昭和57年度から平成33年度までの個人住民税に適用
2 企業主導型保育施設の固定資産の特例措置の創設		【対象資産】 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けた事業主が、一定の保育に係る施設を設置する場合の当該施設の用に供する固定資産	保育の受皿整備の促進のため	附則第10条の2第14項	平成30年度分から	
3 軽自動車税のグリーン化特例の見直し	平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に初回新規検査を受けたもの	平成29年4月1日から平成31年3月31日の間に初回新規検査を受けたもの	環境性能の優れた軽自動車の普及を促進し、軽自動車に起因する低環境負荷の低減等を図るために、平成29年4月1日に取得された軽自動車に限る。)	附則第16条第5項から第7項まで	平成29年度から平成31年度までの軽自動車税に適用(ただし、平成29年度分については、平成29年4月1日に取得された軽自動車に限る。)	
4 軽自動車税の賦課徴収の特例		※ 電気自動車を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。	※ 電気自動車、天然ガス自動車 平成32年度燃料基準+20%達成 平成32年度燃料基準達成 ※ 電気自動車を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。	附則第16条の2	燃料不正対策強化のため	平成29年度分から

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 資料

1 市町村民税非課税世帯の第2子を無償化
2号及び3号認定のB階層（市町村民税非課税世帯）の第2子の利用者負担額を国基準と同様に無償化する（現在は第1子の半額）。

※1号認定のB階層（市町村民税非課税世帯）は、第1子から既に0円であるため、改正は行わない。

2号及び3号認定のB階層の第2子

	3歳未満児（標準・短）	3歳児（標準・短）	4歳児以上（標準・短）
改正前	3, 250円	2, 350円	2, 350円
改正後	0円	0円	0円

※標準・・・保育標準時間認定（1日当たり11時間までの保育）

短・・・保育短時間認定（1日当たり8時間までの保育）

2 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等における利用者負担軽減の拡充
年収約360万円未満相当（1号認定のC階層並びに2号及び3号認定のC階層、D1階層、D2階層、D3階層及びD4階層（所得割の額が77, 101円未満の世帯に限る。）のひとり親世帯等における第1子について、国基準と同様にB階層と同額まで利用者負担額を軽減する（現在は第1子の半額）。
※ひとり親世帯等・・・ひとり親世帯並びに身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童又は障害基礎年金の受給者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないものに限る。）が属する世帯等

1号認定のC階層の第1子

	C階層
改正前	4, 950円
改正後	0円

2号及び3号認定のC階層、D1階層、D2階層、D3階層及びD4階層の一部(※)の第1子の利用者負担額

階層区分		3歳未満児		3歳児		4歳児以上	
C 均等割のみ課税	標準	6, 700円 → 6, 500円	5, 200円 → 4, 700円	5, 200円 → 4, 700円	5, 200円 → 4, 700円	4歳児以上	
	短	6, 600円 → 6, 500円	5, 150円 → 4, 700円	5, 150円 → 4, 700円	5, 150円 → 4, 700円	4歳児以上	
D1 所得割の額 48, 600円未満	標準	8, 050円 → 6, 500円	6, 550円 → 4, 700円	6, 550円 → 4, 700円	6, 550円 → 4, 700円	4歳児以上	
	短	7, 950円 → 6, 500円	6, 450円 → 4, 700円	6, 450円 → 4, 700円	6, 450円 → 4, 700円	4歳児以上	
D2 所得割の額 48, 600円以上 63, 900円未満	標準	9, 950円 → 6, 500円	8, 850円 → 4, 700円	8, 350円 → 4, 700円	8, 350円 → 4, 700円	4歳児以上	
	短	9, 800円 → 6, 500円	8, 700円 → 4, 700円	8, 250円 → 4, 700円	8, 250円 → 4, 700円	4歳児以上	
D3 所得割の額 63, 900円以上 75, 900円未満	標準	11, 200円 → 6, 500円	10, 350円 → 4, 700円	9, 850円 → 4, 700円	9, 850円 → 4, 700円	4歳児以上	
	短	11, 050円 → 6, 500円	10, 200円 → 4, 700円	9, 700円 → 4, 700円	9, 700円 → 4, 700円	4歳児以上	
D4 所得割の額 <u>※77, 101円未満に限る。</u>	標準	12, 700円 → 6, 500円	11, 850円 → 4, 700円	11, 350円 → 4, 700円	11, 350円 → 4, 700円	4歳児以上	
	短	12, 500円 → 6, 500円	11, 650円 → 4, 700円	11, 200円 → 4, 700円	11, 200円 → 4, 700円	4歳児以上	

3 1号認定の年収約360万円未満相当世帯の利用者負担額を軽減（ひとり親世帯等以外）
1号認定のC階層について、国基準と同様に第1子の利用者負担額を2,000円軽減する。

C階層	
改正前	9,900円
改正後	7,900円

4 利用者負担額の計算に用いる市町村民税の所得割に加算する額
特定教育・保育等に係る利用者負担額の計算に用いる地方税法の規定による市町村民税の所得割に加算する額として、ふるさと納税（寄附金）控除額等を追加するもの

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条(公布の日施行)		現	行	改	正	後
別表第1(第3条関係)	略			別表第1(第3条関係)		
1・2 備考	3 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項 第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同 法第314条の7、第314条の8、 <u>同法附則第5条第3項、第5条 の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないもの</u> とする。）の額をいう。	1・2 備考	3 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項 第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同 法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第 5条第3項、第5条の4第6項、 <u>第5条の4の2第6項、第5 条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。）の</u> 額をいう。	1・2 備考	3 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項 第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同 法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第 5条第3項、第5条の4第6項、 <u>第5条の4の2第6項、第5 条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。）の</u> 額をいう。	1・2 備考
4～8 備考	4～8 略	4～8 略	4～8 略	4～8 略	4～8 略	4～8 略
別表第2(第3条関係)				別表第2(第3条関係)		
1～3 備考	4 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項 第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同 法第314条の7、第314条の8、 <u>同法附則第5条第3項、第5条 の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないもの</u> とする。）の額をいう。	1～3 備考	4 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項 第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同 法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第 5条第3項、第5条の4第6項、 <u>第5条の4の2第6項、第5 条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。）の</u> 額をいう。	1～3 備考	4 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項 第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同 法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第 5条第3項、第5条の4第6項、 <u>第5条の4の2第6項、第5 条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。）の</u> 額をいう。	1～3 備考
5～11 備考	5～11 略	5～11 略	5～11 略	5～11 略	5～11 略	5～11 略
第2条(平成29年4月1日施行)	現	行		別表第1(第3条関係)		
別表第1(第3条関係)				別表第1(第3条関係)		

現 行	改 正	後																				
<p>特定教育・保育（法第19条第1項第1号に該当する支給認定子どもが受けた場合に限る。）、特別利用保育、特別利用教育及び特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各月初日における支給認定子どももの属する世帯の階層区分</th> <th>利用者負担額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階層区分 定義</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>C A 階層及びB 階層 を除き、当該年度分77,100円以下</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td>D の市町村民税課税 世帯であって、その 所得割の額が右記 の区分に該当する 世帯</td> <td>14,400円 211,200円以下</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>19,500円 211,201円以上</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日における支給認定子どももの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）	階層区分 定義	略	C A 階層及びB 階層 を除き、当該年度分77,100円以下	9,900円	D の市町村民税課税 世帯であって、その 所得割の額が右記 の区分に該当する 世帯	14,400円 211,200円以下	E	19,500円 211,201円以上	<p>特定教育・保育（法第19条第1項第1号に該当する支給認定子どもが受けた場合に限る。）、特別利用保育、特別利用教育及び特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各月初日における支給認定子どももの属する世帯の階層区分</th> <th>利用者負担額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階層区分 定義</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>C A 階層及びB 階層 を除き、当該年度分77,100円以下</td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>D の市町村民税課税 世帯であって、その 所得割の額が右記 の区分に該当する 世帯</td> <td>14,400円 211,200円以下</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>19,500円 211,201円以上</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日における支給認定子どももの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）	階層区分 定義	略	C A 階層及びB 階層 を除き、当該年度分77,100円以下	7,900円	D の市町村民税課税 世帯であって、その 所得割の額が右記 の区分に該当する 世帯	14,400円 211,200円以下	E	19,500円 211,201円以上	<p>1・2 略</p> <p>3 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>4 支給認定子どももの属する世帯が次に掲げる世帯((2)から(6)までに規定する者は、障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないものに限る。)（以下「ひとり親世帯等」という。）であって、当該世帯の階層がC階層に該当する場合は、この表の規定にかかわらず、当該支給</p>
各月初日における支給認定子どももの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）																					
階層区分 定義	略																					
C A 階層及びB 階層 を除き、当該年度分77,100円以下	9,900円																					
D の市町村民税課税 世帯であって、その 所得割の額が右記 の区分に該当する 世帯	14,400円 211,200円以下																					
E	19,500円 211,201円以上																					
各月初日における支給認定子どももの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）																					
階層区分 定義	略																					
C A 階層及びB 階層 を除き、当該年度分77,100円以下	7,900円																					
D の市町村民税課税 世帯であって、その 所得割の額が右記 の区分に該当する 世帯	14,400円 211,200円以下																					
E	19,500円 211,201円以上																					
<p>特定教育・保育（法第19条第1項第1号に該当する支給認定子どもが受けた場合に限る。）、特別利用保育、特別利用教育及び特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各月初日における支給認定子どももの属する世帯の階層区分</th> <th>利用者負担額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階層区分 定義</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>C A 階層及びB 階層 を除き、当該年度分77,100円以下</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td>D の市町村民税課税 世帯であって、その 所得割の額が右記 の区分に該当する 世帯</td> <td>14,400円 211,200円以下</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>19,500円 211,201円以上</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日における支給認定子どももの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）	階層区分 定義	略	C A 階層及びB 階層 を除き、当該年度分77,100円以下	9,900円	D の市町村民税課税 世帯であって、その 所得割の額が右記 の区分に該当する 世帯	14,400円 211,200円以下	E	19,500円 211,201円以上	<p>1・2 略</p> <p>3 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>4 支給認定子どももの属する世帯が次に掲げる世帯((2)から(6)までに規定する者は、障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないものに限る。)（以下「ひとり親世帯等」という。）であって、当該世帯の階層がC階層に該当する場合は、この表の規定にかかわらず、当該支給</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>4 支給認定子どももの属する世帯が次に掲げる世帯((2)から(6)までに規定する者は、障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないものに限る。)（以下「ひとり親世帯等」という。）であって、当該世帯の階層がC階層に該当する場合は、この表の規定にかかわらず、当該支給</p>										
各月初日における支給認定子どももの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）																					
階層区分 定義	略																					
C A 階層及びB 階層 を除き、当該年度分77,100円以下	9,900円																					
D の市町村民税課税 世帯であって、その 所得割の額が右記 の区分に該当する 世帯	14,400円 211,200円以下																					
E	19,500円 211,201円以上																					

現行	改正後
<p>認定子どもに係る利用者負担額は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1)～(7) 略 5～8 略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>略 備考</p>	<p>認定子どもに係る利用者負担額は、0円とする。</p> <p>(1)～(7) 略 5～8 略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>略 備考</p> <p>1～3 略 4 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>5 略 6 この表の規定にかかわらず、支給認定子どもに属する世帯がひとり親世帯等であって、当該世帯の階層がB階層に該当する場合の当該支給認定子どもに係る利用者負担額は0円とし、当該世帯の階層がC階層、D1階層、D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）に該当する場合の当該支給認定子どもに係る利用者負担額はこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。</p>
	<p>この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>5 略 6 支給認定子どもに属する世帯がひとり親世帯等である場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもに区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</p> <p>(1) 階層がB階層に該当する世帯に属する支給認定子ども 0円 (2) 階層がC階層、D1階層、D2階層、D3階層又はD4 階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）に該当する世帯に属する支給認定子ども（年齢が3歳未満のものに限る。） 6,500円 (3) 階層がC階層、D1階層、D2階層、D3階層又はD4 階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）に該当す</p>

	現 行	改 正 後
7 略		る世帯に属する支給認定子どもも（年齢が3歳以上のものに限る。） <u>4,700円</u>
8 支給認定子ども属する世帯がB階層に該当する場合における7の適用については、7(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。		
9 略		
8 支給認定子ども属する世帯がひとり親世帯等である場合における8の適用については、8中「又はD2階層（所得割の額が57,700円未満のものに限る。）」とあるのは、「D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）」と、「次に掲げる支給認定子ども区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは「0円」とする。		
9 略		
10 支給認定子ども属する世帯がひとり親世帯等である場合における9の適用については、9中「又はD2階層（所得割の額が57,700円未満のものに限る。）」とあるのは「D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）」と、「次に掲げる支給認定子ども区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは「0円」とする。		
11 支給認定子ども属する世帯がB階層に該当する場合における9の適用については、9(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。		
12 略		
13 略		

附 則
(施行期日)
1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（以下「新条例」といいう。）の規定（別表第1備考3及び別表第2備考4に係る部分を除く。）は、新条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）について適用し、施行日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

3 新条例別表第1備考3及び別表第2備考4の規定は、平成29年9月以後の月分の利用者負担額に係る所得割の額の算定について適用し、同年8月以前の月分の利用者負担額に係る所得割の額の算定については、なお従前の例による。

荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改	正	後
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)			
第9条 略 2～9	第9条 略 2～9	第9条 略 2～9	第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受けける者には、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができます。	第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受けける者には、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができます。
(1) 略	(1) 略	(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u>	<u>ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいざれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u>	<u>イ 就用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行ふことが適当であると認めたもの</u>
(2) 略	(2) 略	(3) <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行ふことが適当であると認めたもの</u>	(3) 略 <u>(4) 略</u>	第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者での各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習

現 行	改 正 後
<p>得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する者共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する金額 同 条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略 12～17 略</p>	<p>得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公共職業安定所、<u>職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者</u>紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略 12～17 略</p>
<p>附 則</p> <p>1～8 略 12～17 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～8 略 9 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことと認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令でウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」</p>

現	行	改 正 後
		<u>めたもの（アに掲げる者を除く。）</u> <u>が適当であると認めたもの</u> 】とする。

附 則 (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の荒尾市職員退職手当支給条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第9条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した荒尾市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって荒尾市職員退職手当支給条例第9条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第9条第11項（第5号に係る部分に限り、荒尾市職員退職手当支給条例第9条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が

附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

荒尾市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		別表 (第2条の2関係)		改 正 後
名称	位置	名称	位置	位置
荒尾市中央区団地市営住宅	荒尾市増永2002番地ほか、 荒尾市川登1791番地	荒尾市中央区団地市営住宅	荒尾市増永2002番地ほか、 削る。	荒尾市増永2002番地ほか、 削る。
荒尾市新生区団地市営住宅	荒尾市川登2010番地	荒尾市大和団地市営住宅	荒尾市川登2010番地	荒尾市川登2010番地
荒尾市大和団地市営住宅	荒尾市川登1597番地14	荒尾市新団地市営住宅	荒尾市新団地市営住宅	荒尾市新団地市営住宅
荒尾市新団地市営住宅	荒尾市川登1597番地14	荒尾市桜山団地市営住宅	荒尾市桜山町一丁目、二丁目、 三丁目及び四丁目	荒尾市桜山町一丁目、二丁目、 三丁目及び四丁目
荒尾市桜山団地市営住宅	荒尾市桜山町一丁目、二丁目、 三丁目及び四丁目	荒尾市ひばりヶ丘団地市営住宅	荒尾市ひばりヶ丘団地市営住宅	荒尾市ひばりヶ丘団地市営住宅
荒尾市ひばりヶ丘団地市営住宅	荒尾市増永1468番地	荒尾市八幡台団地市営住宅	荒尾市八幡台四丁目	荒尾市八幡台四丁目
荒尾市八幡台団地市営住宅	荒尾市八幡台四丁目	荒尾市北五反田団地市営住宅	荒尾市北五反田団地市営住宅	荒尾市北五反田団地市営住宅
荒尾市北五反田団地市営住宅	荒尾市川登1802番地14	荒尾市中増永団地市営改良住宅	荒尾市中増永1599番地ほか、 削る。	荒尾市中増永1599番地ほか、 削る。
荒尾市中増永団地市営改良住宅	荒尾市中増永1599番地ほか、 削る。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年度荒尾市一般会計補正予算（第1号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
2 総務費	一般管理費（総務課）	2,485			2,485	<input type="checkbox"/> 下水道施設特許による • 職員職務発明実施補償金 2,485 (財源) • ベルト型ろ過濃縮機不実施 補償料 (15,498)	
	【新規】人事管理費	1,350			269	<input type="checkbox"/> 総務省への職員派遣に伴う経費 • 普通旅費 142 • 移転料 122 • 着後手当 27 • 家屋借上料 1,059 (財源) • 居住費個人負担金 269	
	【新規】人材育成推進事業費	647			647	<input type="checkbox"/> 職員の人材育成に係る研修等の経費 • 普通旅費 20 • 消耗品費 50 • 郵便料 162 • 委託料 415	
	【新規】職員福利厚生費	311			311	<input type="checkbox"/> 職員のメンタルヘルス相談業務 • 委託料 311	
	【新規】情報公開・個人情報保護・行政不服審査制度対応整備事業費	1,944			1,944	<input type="checkbox"/> 情報公開事務運用手引の作成 • 委託料 1,944	
	災害支援費	79			79	<input type="checkbox"/> 益城町への支援職員派遣に伴う経費 • 普通旅費 2 • 移転料 50 • 着後手当 27 (財源) • 災害復旧応援職員派遣経費 79	
	財政管理費	6,102			6,102	<input type="checkbox"/> 財務会計システム更新に伴う費用 • 委託料 6,102	
	【新規】会計システム改定事業費	630			630	<input type="checkbox"/> 会計システム導入に伴う費用 • 委託料 630	
	庁舎施設改修費	12,086			12,086	<input type="checkbox"/> 31号会議室空調設置及び教育委員会棟外壁改修工事 • 工事請負 12,086	
	【新規】基金費（財政課）	10,000			10,000	<input type="checkbox"/> 荒尾子ども未来基金の積立て • 積立金 10,000	
【拡充】行政改革推進費	国際交流促進事業費	980			980	<input type="checkbox"/> 日中促進会議への支援 • 食糧費 50 • 補助金 930	
	コ ミ ュ ニ テ ィ 助 成 事 業 費	260			260	<input type="checkbox"/> 行政改革推進審議会の開催数の増加による • 非常勤職員報酬 218 • 普通旅費 38 • 食糧費 4	
コ ミ ュ ニ テ ィ 助 成 事 業 費	コ ミ ュ ニ テ ィ 揭 示 板 の 整 備 (4基)	1,300			1,300	<input type="checkbox"/> コミュニティ掲示板の整備(4基) • 補助金 1,300 (財源) • コミュニティ助成金 1,300	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
	【新規】市民応援事業費	62			62	<p>□「よかまち荒尾Goodプロジェクト」及び「あらお花風景写真コンテスト」開催に係る経費 • 非常勤職員報酬 30 • 報償金 30 • 依頼旅費 △37 • 委託料 39</p>	
	【新規】情報化対策推進事業費	4,350			4,350	<p>□学校端末へのクラウドサービス導入に伴う経費 • 委託料 172 • 備品購入費 4,178</p>	
	【新規】結婚新生活支援事業費	1,200	900		300	<p>□低所得者への結婚促進の支援 • 補助金 (財源) 1,200 • 県補助金 900</p>	
	【拡充】ふるさと応援寄附金推進費	14,586			14,586	<p>□ふるさと応援寄附金のPR効果推進のための費用 • 報償費 10,196 • 手数料 10 • 委託料 3,900 • 使用料 480</p>	
	【新規】公共施設マネジメント事業費	632			632	<p>□公共施設等総合管理計画の推進及び個別施設計画の策定推進に係る経費 • 普通旅費 33 • 消耗品費 570 • 備品購入費 29</p>	
	荒尾市民病院建設推進費	2,723			2,723	<p>□新病院の建設地検討・検証に係る経費 • 普通旅費 958 • 消耗品費 181 • 郵便料 1,584</p>	
	メディア交流館施設改修費	94			94	<p>□プロジェクト一購入費 • 備品購入費 94</p>	
	定住情報発信事業費	346			346	<p>□移住イベントへの出展 • 普通旅費 300 • 消耗品費 30 • 郵便料 8 • 通信運搬費 8</p>	
	総合計画推進事業費	1,152			1,152	<p>□総合計画の成果検証及び一部見直しに係る費用 • 委員報酬 399 • 費用弁償 8 • 食糧費 9 • 印刷製本費 332 • 郵便料 404</p>	
	荒尾総合文化センター施設改修費	14,690			14,690	<p>□トイレ洋式化及び屋上防水工事 • 工事請負 14,690</p>	
	【新規】子ども科学館改修事業費	3,996			3,996	<p>□リニューアル化検討に係る経費 • 委託料 3,996</p>	
	【新規】地域防犯施設整備事業費	1,367			1,367	<p>□防犯カメラ設置費用(2基) • 電気料 6 • 委託料 1,361</p>	
	男女共同参画女性相談員設置事業費	401			401	<p>□女性のための相談日数増加による • 委託料 401</p>	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
	航空写真撮影業務事業費	15,910			17,087	△ 1,177	<input type="checkbox"/> 固定資産税の適正課税のために要する航空写真図作成経費（広域化） • 委託料 15,910 (財源) • 各市町負担金 17,087
	【拡充】 市税等の収納向上強化対策事業費	1,055			1,055		<input type="checkbox"/> 窓口対応非常勤職員の雇用による • 非常勤職員報酬 904 • 健康労働保険料 151
	【新規】 市税等の口座振替促進事業費	370			370		<input type="checkbox"/> 新規及び追加の口座振替申込みを推進するためのキャンペーン実施に係る経費 • 記念品賞品 370
	【新規】 窓口整備事業費	1,784			1,784		<input type="checkbox"/> 新レジスター購入費 • 消耗品費 5 • 備品購入費 1,779
	2款計	102,892	900	21,220	80,772		
3 民 生 費	国民健康保険特別会計繰出金	4,779			4,779		<input type="checkbox"/> 特別会計人件費等補正による • 国民健康保険特別会計繰出金 4,779
	介護保険特別会計繰出金	△ 601			△ 601		<input type="checkbox"/> 特別会計人件費補正による • 介護保険特別会計繰出金 △601
	【拡充】 社会福祉協議会運営補助費	15,500			15,500		<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会の運営支援 • 補助金 15,500
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 1,072			△ 1,072		<input type="checkbox"/> 特別会計人件費補正による • 後期高齢者医療特別会計繰出金 △1,072
	清里保育園管理費						<input type="checkbox"/> 雇用形態の変更に伴う組替え • 非常勤職員報酬 1,988 • 保育士賃金 △1,988
	【新規】 保育士確保対策事業費	1,648			1,648		<input type="checkbox"/> 待機児童が出ないようあらかじめ定数以外の保育士を確保するもの • 健康労働保険料 229 • 保育士賃金 1,413 • 普通旅費 6
	【新規】 一時預かり事業費（一般型）	1,536	744	400	392		<input type="checkbox"/> 一時的に保育が必要となった乳幼児の保育のための費用 • 非常勤職員報酬 1,516 • 修繕費 20 (財源) • 保護者負担金 400 • 国庫補助金 372 • 県補助金 372
	3款計	21,790	744	400	20,646		
4 衛 生 費	【新規】 市町村母子保健事業費	1,349	632		717		<input type="checkbox"/> 早産予防のための検診の実施 • 印刷製本費 76 • 郵便料 5 • 委託料 1,261 • 扶助費 7 (財源) • 県補助金 632
	任意予防接種助成事業費	12,079	30		12,049		<input type="checkbox"/> インフルエンザ及び風しんの予防接種に対する費用の一部助成 • 郵便料 19 • 扶助金 12,060 (財源) • 県補助金 30

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
	健康あらお強化事業費	503			503	<input type="checkbox"/> 健康増進計画の進捗管理等の経費 • 非常勤職員報酬 187 • 報償金 139 • 費用弁償 5 • 普通旅費 17 • 消耗品費 5 • 食糧費 6 • 印刷製本費 100 • 使用料 14 • 備品購入費 10 • 負担金 20	
	【拡充】ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費	597			597	<input type="checkbox"/> ラムサール条約湿地登録5周年記念イベントの開催 • 普通旅費 150 • 助助金 447	
	荒尾干潟水鳥・湿地センター(仮称)関連事業費	19,929		17,500	2,429	<input type="checkbox"/> 来場者用駐車場の整備 • 委託料 454 • 工事請負 (財源) 19,475 • 自然環境施設整備事業債 17,500	
	塵芥処理費	6,434			6,434	<input type="checkbox"/> 臨時職員3人雇用 (職員補充分) • 健康労働保険料 874 • 臨時職員賃金 5,560	
	ごみ減量化推進事業費	163			163	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物減量化のための3010運動の推進等 • 印刷製本費 98 • 備品購入費 65	
	4款計	41,054	662	17,500	22,892		
6 農林水産費	機構集積協力金交付事業費	8,432	8,400		32	<input type="checkbox"/> 菰屋地区の組合に対する農地貸付協力金 • 手数料 32 • 助助金 (財源) • 県助助金 8,400 • 事業受託分 32	
	経営構造対策事業費（経営体育交付金）	201			201	<input type="checkbox"/> 補助対象外経費分返還金 • 返還金 (財源) 201 • 助助金返還金 201	
	農業産地確立促進事業費	760			760	<input type="checkbox"/> オリーブ普及のための助成 • 普通旅費 10 • 助助金 (財源) 750 • ふるさと創生基金繰入金 760	
	【拡充】あらおブランド推進事業費	900			900	<input type="checkbox"/> 農水産品のブランド化の支援 • 助助金 (財源) 900 • ふるさと創生基金繰入金 900	
	【新規】特産品販売・観光交流拠点整備推進事業費	9,326			9,326	<input type="checkbox"/> 「道の駅」整備推進のための基礎調査の実施 • 委託料 9,326	
	耕地費	498			498	<input type="checkbox"/> 湛水防除のための機場の修繕費負担 • 負担金 498	
	【新規】土地改良施設維持管理適正化事業費	830			830	<input type="checkbox"/> 排水機場の修繕費負担 • 負担金 830	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
6	【拡充】 機構集積支援事業費	1,469	1,390		79	<input type="checkbox"/> 戸籍確認等の追跡調査員の雇用 • 健康労働保険料 203 • 臨時職員賃金 1,266 (財源) • 県補助金 1,390	
	水産業振興費	1,415			1,415	<input type="checkbox"/> 海苔保管共販施設建替え費用の負担 • 負担金 1,415	
	水産資源回復・基盤整備交付金事業費	480	480			<input type="checkbox"/> 県補助金の増による • 補助金 480 (財源) • 県補助金 480	
	【新規】 産学官連携エコシステムによる恵みの海「有明海」活性化事業費	22,275	11,137		11,138	<input type="checkbox"/> 干潟保全・漁獲高向上のための地質改善、稚貝の保護及び新商品の開発研究 • 委託料 22,275 (財源) • 国庫補助金 11,137	
	6款計	46,586	21,407	1,893	23,286		
7 商 工 費	起業家支援センター施設改修費	3,531			3,531	<input type="checkbox"/> 屋根、外壁塗装等の補修 • 修繕費 3,531	
	観光施設改修費	749			749	<input type="checkbox"/> 赤田公園の危険樹木伐採 • 委託料 749	
	荒尾市おもてなし向上事業費	245			245	<input type="checkbox"/> 市観光ガイド「荒尾のまち案内人」の活動の支援 • 補助金 245	
	世界文化遺産保存活用推進事業費	1,744			1,744	<input type="checkbox"/> 世界遺産を活かしたまちづくりの提言を行うシンポジウムの開催等に係る経費 • 報償金 320 • 費用弁償 215 • 食糧費 1 • 保険料 60 • 委託料 1,098 • 借上料 50	
	【新規】 世界遺産登録に伴う集客増対応事業費	460			460	<input type="checkbox"/> 来場者へ休業等を告知する看板の設置 • 委託料 460	
	万田坑世界遺産登録記念事業費	6,480			6,480	<input type="checkbox"/> 万田坑の世界遺産価値の発信のためのイベントの開催 • 委託料 6,480	
	7款計	13,209			13,209		
8 土 木 費	法定外公共物施設改修費	9,500			9,500	<input type="checkbox"/> 海下地区生活道路改良工事 • 工事請負費 9,500	
	道路施設改修費	34,500			34,500	<input type="checkbox"/> 市道側溝改良工事等 • 工事請負費 34,500	
	道路改良単独事業費	6,348			6,348	<input type="checkbox"/> 市道改良に伴う家屋移転補償等 • 委託料 5,348 • 補償金 1,000	
	集落道路改良事業費	9,500			9,500	<input type="checkbox"/> 下井手地区集落道路改良工事 • 工事請負費 9,500	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
	【新規】外磯水島線交差点改良事業費	4,892			4,892	□荒尾干潟水鳥・湿地センター(仮称)へのアクセス整備 ・委託料 4,892	
	【新規】川登川護岸整備事業費	80,000		72,000	8,000	□災害防止のための護岸整備 ・工事請負 80,000 (財源) ・河川事業債 72,000	
	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	6,162			6,162	□特別会計人件費補正による ・南新地土地区画整理事業特別会計 繰出金 6,162	
	一般排水路施設改修費	32,500		30,000	2,500	□上平山地区等の排水路改良工事 ・工事請負 32,500 (財源) ・国土保全対策事業債 22,500 ・自然災害防止事業債 7,500	
	【新規】長寿命化計画策定費	15,000	7,500		7,500	□都市公園の長寿命化計画の策定 ・委託料 15,000 (財源) ・国庫補助金 7,500	
	【新規】公園整備事業費	4,376			4,376	□屋形山内の里道を遊歩道として整備 ・委託料 1,242 ・工事請負 3,134	
	住宅施設改修費	41,600			41,600	□市営住宅の危険箇所改修及び駐車場 増設工事 ・工事請負 41,600	
	【新規】住宅・建築物安全ストック形成事業費	4,000	6,000		△ 2,000	□戸建木造住宅の耐震建替え及びシェルター設置に対する助成 ・補助金 4,000 (財源) ・国庫補助金 1,190 ・県補助金 4,810	
	8款計	248,378	13,500	102,000	132,878		
9 消 防 費	消防団員費	12,718		12,718		□消防団員退職補償金（26人分） ・報償金 12,718 (財源) ・共済基金 12,718	
	消防団施設改修費	2,777			2,777	□格納庫及び防火水槽の改修 ・修繕費 2,431 ・委託料 346	
	【新規】消防団活性化事業費	197			197	□消防団員加入促進のため待遇改善を 図るもの ・印刷製本費 197	
	消防施設新設費	162	△ 5,386	15,000	△ 9,452	□格納庫敷地の分筆及び防火水槽新設 に係る財源組替え ・委託料 162 (財源) ・国庫補助金 △5,386 ・消防施設整備事業債 15,000	
	防災対策事業費	56			56	□防災サイレンの吹鳴パターン変更に よる ・委託料 56	
	9款計	15,910	△ 5,386	15,000	12,718	△ 6,422	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
10 教 育 費	語学指導外国青年招致事業費	317			317	<input type="checkbox"/> A L T の交代に係る経費 • 非常勤職員報酬 △503 • 健康労働保険料 △155 • 報償費 80 • 費用弁償 560 • 消耗品費 10 • 負担金 325	
	小学校施設改修費	28,676			28,676	<input type="checkbox"/> 各小学校樹木伐採並びに一小体育館及び清里小プール改修工事 • 手数料 4,500 • 工事請負費 24,176	
	【新規】 小学校振興費	1,998			1,998	<input type="checkbox"/> 小学校図書のデータベース化 • 委託料 1,323 • 備品購入費 675	
	【拡充】 小学校特別支援教育支援員事業費（臨時分）	2,015			2,015	<input type="checkbox"/> 特別支援教育支援員3人追加配置 • 非常勤職員報酬 2,015	
	【新規】 学校司書配置拡充事業費	5,110			5,110	<input type="checkbox"/> 小学校図書室へ司書5人配置 • 非常勤職員報酬 4,347 • 健康労働保険料 763	
	【新規】 中学校教室用エアコン整備事業費	5,474	9,300		△ 3,826	<input type="checkbox"/> 中学校教室用のエアコン整備を行うための調査及び設計 • 調査設計委託料 12,474 • 調査委託料 △7,000 (財源) • 義務教育施設整備事業債 9,300	
	【新規】 中学校振興費	1,251			1,251	<input type="checkbox"/> 中学校図書のデータベース化 • 委託料 846 • 備品購入費 405	
	【拡充】 中学校特別支援教育支援員事業費（臨時分）	1,344			1,344	<input type="checkbox"/> 特別支援教育支援員2人追加配置 • 非常勤職員報酬 1,344	
	英語検定チャレンジ事業費	965		105	860	<input type="checkbox"/> 中学1年生全員を対象として英検検定料を助成 • 消耗品費 105 • 手数料 860 (財源) • 検定準会場経費 105	
	【新規】 中学校英語用電子黒板・電子教科書導入事業費	1,762			1,762	<input type="checkbox"/> 電子黒板及び英語用デジタル教科書の導入経費 • 教科書及び指導書 694 • 備品購入費 1,068	
	【新規】 国際交流員招致事業費	4,160			4,160	<input type="checkbox"/> シンガポール晩晴園との共同報告書発刊に向けた国際交流員の配置 • 非常勤職員報酬 2,320 • 健康労働保険料 412 • 費用弁償 255 • 消耗品費 35 • 保険料 4 • 借上料 539 • 備品購入費 335 • 負担金 260	
	【拡充】 学校支援地域本部事業費（拡充分）	1,829			1,829	<input type="checkbox"/> 三中及び四中校区への地域コーディネータ配置 • 報償金 1,584 • 普通旅費 14 • 消耗品費 120 • 保険料 111	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
	いきいき芸術体験教室事業費	80			80	□創造力や情操を養うための舞台芸術等の鑑賞及び体験 ・委託料 80	
	宮崎兄弟の生家施設改修費	517			517	□来場者用トイレ補修等 ・修繕費 517	
	宮崎兄弟顕彰事業費	67			67	□春の華展等開催に係る経費 ・報償金 50 ・消耗品費 17	
	孫文記念館交流事業費	1,309			1,309	□シンガポール晩晴園との共同研究に係る経費 ・報償金 35 ・普通旅費 775 ・依頼旅費 381 ・交際費 110 ・通信運搬費 8	
	【新規】 夏期巡回ラジオ体操会実施事業費	63			63	□体操講師及びピアノ演奏者への報償費 ・報償金 63	
	【新規】 地域体育館施設整備事業費	9,135			9,135	□東大谷体育館のトイレ新設に係る経費 ・工事請負費 9,135	
	10款計	66,072		9,300	105	56,667	
	款 合 計	555,891	31,827	143,800	36,336	343,928	
	各款職員等人工費	14,534	21		4,298	10,215	
						(財源) ・国庫補助金 14 ・県補助金 7 ・災害復旧職員派遣経費 4,213 ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 85	
	補 正 額	570,425	31,848	143,800	40,634	354,143	
						一般財源 ・不実施補償料 13,013 ・ふるさと応援寄附金 25,000 ・荒尾子ども未来基金寄附金 1 ・財政調整基金繰入金 316,129	
	補正前の額	20,641,000	5,963,262	510,700	1,304,626	12,862,412	
	合 計	21,211,425	5,995,110	654,500	1,345,260	13,216,555	

平成29年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
9款 繰入金	一般会計繰入金	676,954	4,779	681,733	人事異動等に伴う増額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	776,954	4,779	781,733	
その他		7,928,695	0	7,928,695	
歳入合計		8,705,649	4,779	8,710,428	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	87,401	4,779	92,180	人事異動等に伴う増額
	その他	18,688	0	18,688	
	計	106,089	4,779	110,868	
その他		8,599,560	0	8,599,560	
歳出合計		8,705,649	4,779	8,710,428	

議第38号資料

平成29年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）資料

<保険事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	1,089,157	230	1,089,387	人事異動等に伴う増額
	その他	86,328	0	86,328	
	計	1,175,485	230	1,175,715	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	48,812	406	49,218	人事異動等に伴う増額
	その他	1,506,656	0	1,506,656	
	計	1,555,468	406	1,555,874	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	24,406	203	24,609	人事異動等に伴う増額
	その他	811,072	0	811,072	
	計	835,478	203	835,681	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	54,828	△ 804	54,024	人事異動等に伴う減額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	24,407	203	24,610	人事異動等に伴う増額
	その他	805,795	0	805,795	
	計	885,030	△ 601	884,429	
10款 繰越金	繰越金	1	149	150	平成28年度繰越金
その他		1,634,470	0	1,634,470	
歳入合計		6,085,932	387	6,086,319	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	97,490	238	97,728	人事異動等に伴う増額 介護保険係職員分 △804 地域包括支援センター職員分 1,042
	その他	57,178	0	57,178	
	計	154,668	238	154,906	
6款 基金積立金	基金積立金	1	149	150	介護給付費準備基金利子積立て
	その他	5,931,263	0	5,931,263	
歳出合計		6,085,932	387	6,086,319	

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位 : 千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 繰越金	繰越金	1	7	8	平成28年度繰越金
その他		26,363	0	26,363	
	歳入合計	26,364	7	26,371	

【歳出】

(単位 : 千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 基金積立金	基金積立金	1	7	8	介護サービス事業基金利子 積立て
その他		26,363	0	26,363	
	歳出合計	26,364	7	26,371	

介護保険特別会計予算は6,112,296千円で、その内訳は、保険事業勘定6,085,932千円、介護サービス事業勘定26,364千円となります。

今回の1号補正により、保険事業勘定を387千円増額、介護サービス事業勘定を7千円増額しますので、1号補正後介護保険特別会計予算は6,112,690千円となります。

議第39号資料

平成29年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	38,974	△ 1,072	37,902	人事異動等に伴う減額
	その他	198,623	0	198,623	
	計	237,597	△ 1,072	236,525	
6款 諸収入	雑入	6,009	1,652	7,661	派遣職員の人事異動等に伴う増額
	その他	19,563	0	19,563	
	計	25,572	1,652	27,224	
その他		492,728	0	492,728	
歳入合計		755,897	580	756,477	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	40,645	580	41,225	人事異動等に伴う増額 高齢者医療係職員分 △1,072 派遣職員分 1,652
	その他	4,093	0	4,093	
	計	44,738	580	45,318	
その他		711,159	0	711,159	
歳出合計		755,897	580	756,477	

平成29年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	162,910	6,162	169,072	人事異動等に伴う増額
その他		373,750	0	373,750	
	歳入合計	536,660	6,162	542,822	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	74,041	6,162	80,203	人事異動等に伴う増額
その他		462,619	0	462,619	
	歳出合計	536,660	6,162	542,822	